

松山養護老人ホーム事務組合障がい者活躍推進計画の実施状況の公表について

松山養護老人ホーム事務組合

松山養護老人ホーム事務組合障がい者活躍推進計画の令和5年度の実施状況について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第6項の規定に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 目標について

(1) 採用に関する目標

令和5年6月1日時点の実雇用障害者数は1人で、法定雇用障害者数を達成しました。

法定雇用障害者数	実雇用障害者数
1人	1人

(2) 定着に関する目標

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに採用した対象障害者（法第37条第2項に規定する対象障害者をいう。以下同じ。）である職員はいませんでした。

2 取組内容について

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 組織面

(ア) 松山養護老人ホーム事務組合障がい者活躍推進計画を作成し、ホームページに掲載しています。

(イ) 事務局長を障害者雇用推進者に選任しています。

イ 人材面

愛媛県社会福祉協議会が主催する社会福祉研修において、障がいに関する研修に参加しました。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定及び創出

対象障害者に対して所属長が個別面談を行い、当該職員の能力、適性、希望等に応じた職務の選定について検討を行いました。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備及び人事管理

対象障害者である非常勤職員について、障がいの特性により必要に応じて、又は希望に応じて、その任期中に、1週間当たりの勤務日及び1日当たりの勤務時間を変更できる制度を設けています。

3 取組内容の実施状況に対する点検結果について

松山養護老人ホーム事務組合障がい者活躍推進計画に定めた取組内容は、おおむね実施できたと考えていますが、引き続き必要な制度、環境整備等について検討を行うとともに、研修等により職員の障がいに関する理解の促進を図ります。また、所属長等が適切に面談等を行い、対象障害者である職員に必要な支援、配慮等を把握し、措置を講じることにより、職員の活躍の推進に努めます。